入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象工事である。
令和５年４月28日
支出負担行為担当官
東海農政局長　小林　勝利
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　23
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　尾張西部国営施設機能保全事業
日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事
⑶　工事場所　愛知県海部郡飛島村梅之郷地内
⑷　工事内容　本工事は、国営尾張西部土地改良事業計画に基づき、日光川河口排水機場の補機・電気設備の更新を行うものである。
補機設備（更新、整備）　１式、電気設備（更新）　１式
⑸　工期　契約締結日から令和７年６月30日まで。
⑹　本工事は、次の内容によって行われる。
①　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する試行工事である。
詳細は、特別仕様書に示すとおりである。
②　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）である。また、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
③　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
④　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する対象工事である。
なお、低入札価格調査の結果については、公表するものとする。
⑤　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じて、以降１年間東海農政局管内（岐阜県、愛知県、三重県）の別の新規直轄工事における応募時の加算点の減点や入札参加制限等を実施する試行工事である。
⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑦　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑧　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び資料の提出、受領に係わる確認並びに入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、発注者の承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑨　本工事は、契約手続に係る書類の授受について、原則として電子契約システムにより行う対象工事である。ただし、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式の承諾に関する承諾願を提出し、発注者の承諾を得た者は紙契約方式に代えることができる。
⑩　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。
⑪　本工事は、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）（以下「本方式」という。）の試行工事であり、以下の内容に基づき実施する。
ア　本工事では、変更契約等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む。）について合意するものとする。
イ　本方式の実施については、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予決令第79条の規定に基づいて作成する予定価格（以下「予定価格」という。）で除したもの。）を乗じて得た各金額について合意するものとする。
ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行について」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の実施要領の解説について」（平成30年９月21日付け事務連絡農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知）によるものとする。
⑫　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
⑬　本工事は、賃上げの実施を表明した企業を評価する工事である。
⑭　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
⑮　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う試行工事である。
⑯　本工事は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、設計変更の対象とすることができる工事である。
⑰　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑬のすべての条件を満たしている者であること。
⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　東海農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「機械器具設置工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。
⑸　施工実績
①　平成20年度から令和４年度（過去15年度間）において、元請として契約締結し自ら製作・据付・完成・引渡しまでが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。
共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。
なお、共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
自ら製作とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。